

基本協定書

双葉地方広域市町村圏組合（以下「甲」という。）、環境省（以下「乙」という。）及び福島県（以下「丙」という。）は、甲が設置し、管理運営する廃棄物処理施設「クリーンセンターふたば」（以下「処理施設」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、双葉郡内の住民の生活に伴って生じる廃棄物の処理先を確保するとともに、復興事業に由来する廃棄物の処理を通じて双葉郡の復興を加速化することを目的とする。

（処理施設の最終処分場としての使用）

第2条 前条の目的を達成するため、処理施設は、廃棄物の最終処分場として使用するものとする。

- 2 前項に基づく使用を可能とするため、乙は、処理施設の用に供する土地を、中間貯蔵（最終処分が行われるまでの間、福島県内除去土壌等について除去土壌等処理基準に従って行われる保管又は処分のことをいう。）に係る区域から、除外するものとする。
- 3 第1項に基づく使用を可能とするため、甲及び乙は、処理施設の復旧その他の整備を行うとともに、当該整備及び管理に係る方針について、協議及び検討を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の整備及び管理に係る費用負担等について、協議及び検討を行うものとする。

（処理施設において取り扱う廃棄物の種類及び概要）

第3条 第1条の目的を達成するため、処理施設において最終処分する廃棄物は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事故由来放射性物質の放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えるものについては、最終処分の対象外とする。

- (1) 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- (2) 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- (3) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物

(当面の措置)

第4条 乙は、第2条第1項に基づく使用を可能とするため、処理施設が帰還困難区域内に立地し、東日本大震災以後、適切な管理がなされていないこと、また、処理施設の整備事業等の検討に当たり現況を調査する必要があることに鑑み、令和元年度から、現存する設備等の機能に係る調査、放射線量の低減その他の措置をとるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別に協議して定めることができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し記名押印の上、甲、乙及び丙が各自1通を保有する。

令和元年8月5日

甲 双葉地方広域市町村圏組合
管理者 伊澤 史朗

乙 環境省
環境大臣 原田 義昭

丙 福島県
福島県知事 内堀 雅雄